

業界のタイムリーな情報をお手元に

# ビルメン

## 2 FUKUOKA

2011(平成23)年 如月:Volume 206 <http://www.fukuoka-bma.jp>

2010年度第16回 都市ビル環境の日 第3回「子ども絵画コンクール」優秀作品 ▶

福岡市立当仁小学校6年 坂手 優里さんの作品 『地球の水を大切に』

編集・発行 / 公益社団法人 福岡県ビルメンテナンス協会

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目15番12号(藤田ビル2F) TEL(092)481-0431 FAX(092)481-0432





## ビルの省エネ指南書（9）

東洋ビル管理株式会社  
省エネルギー技術研究室

室長 中村 聡

ビル内気圧のチューニングポイント〔其の3〕

排気ファン（3）

### 8、冷暖房時の排気

冷房時に熱気を排出するならば、該当場所の上部に排気口があれば少し開けておくだけでも自然排気はできる。吹き抜けや天井の高いホールや講堂などが該当するだろう。このような場所の天井付近は熱気がかもっているために、気圧と煙突効果を利用した自然排気をおこなうには最適だ。外気の導入量を増やして建物内の気圧を高めておけば、空気は開口部から自然に排出されるものであり、排気ファンを運転せずにもかもった熱気を排出できるのだから電気的にも熱的にも省エネになる。しかし、建物内が負圧では逆に外気が侵入して熱気も共に下りてくる能性があるので注意が必要だ。

### 9、自然排気ができない映像ホール

熱気がかもっているが、自然排気ができない場所は排気ファンの運転を考えたい。

福岡市総合図書館では映像ホールを使用する日の早朝に数時間だけ映像ホール最上部にあるスポット室の排気ファンを運転して、上部にもかもった熱気を排出している。

映像ホールは自然排気ができないので、排気ファンを運転するしか排気ができないからだ。



総合図書館 映像ホール

排気ファン運転中は映像ホール内が負圧となるが、正圧である映像ホール前の廊下から館内の冷房した空気が映像ホール内に流入するため、結果的に映像ホール上部の熱気を排出しながら冷房することにもなっている。館内の冷えた空気を直接排出するよりは、映像ホールの冷房に利用してから排気したほうが省エネになるという考えからである。勿論、僅かな冷房効果ではあるが、映像ホールの冷房運転開始を30分程度は遅らせることができる。

暖房時は建物内で利用できる熱ならば排出しないほうがよい。せっかく暖めた空気を排出してビル内が負圧となれば侵入外気で室内を冷やし、暖房負荷を増やしてしまうことになる。

何度も述べてきたことだが、暖房時にビル内のCO<sub>2</sub>濃度が低いにもかかわらず、電力を使ってまで排気ファンを運転して、暖房中の空気を排出する必要はない。

不必要な排気ファンの運転を停止させるだけで冷暖房の効きがよくなり、電力と熱の省エネが可能となるので、あとはCO<sub>2</sub>濃度が1000PPM弱となるように空調機で外気導入量を調整すればよいだけだ。

### 10、排気ファンの運用改善

厨房やトイレからは当然に排気しているが、その他の排気ファンも含めてCO<sub>2</sub>濃度を考えながら排気量を調整して、無駄な排気は極力減らしたい。夏の場合は早朝の排気が冷房負荷にならないならば排気ファンの運転時間を早めて外気導入量も増やせばよい。冬の場合は確実に暖房負荷になるので、運転時間を遅くするなどして外気負荷に応じた運転時間の調整をしたい。正圧のビルならば排気ファンが運転していなくても、圧力差で少しは排気できるので、トイレのような場所であってもそれほど臭気が周囲に漏れることはないものである。

排気ファンの運転時間と排気量を季節に合わせて見直し、部屋毎の給排気量バランスを考えた調整をおこないたい。

# ビルメン再起動への 会長伝言板

他者(社会や市場環境)は変えることができません。  
自分(ビルメン)が変わる勇気を持ちましょう。

毎日が『安全の日』・安全活動に特別な日はありません。一年365日が安全を保つ日々の連続です。年未年始は厳しい天候になりました。寒冷の中、現場作業もたいへんだったことと察します。前号にて

前年同月との比較		
	災害発生件数	安全管理月次報告提出率
前年度	6件	70% (107社)
本年度	17件 283%増加	62% (95社) 8%低下

年末12月作業の安全確保を特別にお願いしました。その結果を速報します(左表)。

結果の数字だけで判断するなら安全管理は悪化・後退していることとなります。しかしもっと現場の深層に目を向けて対処していきたいと思います。何より昨年は同期に死亡災害が発生しました。今期は取り返しのつかない重篤災害が起きなかったことをお知らせしておきます。2月の安全パトロール隊の出動に応援をお願いします。

## 事業主の皆様へ

# 改正障害者雇用納付金制度

平成23年4月申告開始

平成22年11月初旬にリーフレットを送付しておりましたが、事業主の皆様には再度、ご確認ください。詳細につきましては、独立行政法人 高齢・障害者雇用支援機構のホームページを参照してください。

<http://www.jeed.or.jp/>

### 事業主の皆様へ

平成22年7月「改正障害者雇用納付金制度」スタート!  
⇒ 平成23年4月申告開始!!

**1** パートタイマーなど、短時間労働者  
を多数雇用している事業主の皆様は、ご注意ください。

週20時間以上30時間未満の短時間労働者も障害者雇用納付金の申告、障害者雇用調整金等の支給申請の対象となりました。法定雇用障害者数等の算定方法は次のとおりです。

**法定雇用障害者数の算定方法**  
法定雇用障害者数(障害者の雇用義務数)  
= ( 常時雇用している労働者数 (短時間労働者を除きます。) + 常時雇用している労働者以外、短時間労働者の数 ) × 0.05 (法定雇用率)

**雇用障害者数のカウントの方法**

障害の種類	適用対象期間	
	適用期間	適用除外期間
身体障害	1月	平成22年10月1日以前に発生した障害
知的障害	1月	1月
精神障害	1月	0.5月

○ 常時雇用している労働者である障害者1人を、障害の種類・程度及び通常労働時間等で区分した右表の該当する欄の人数に換算して雇用障害者数を計算します。

**2** 除外率が適用  
されている事業所のある事業主の皆様は、ご注意ください。  
除外率設定業種の除外率がそれぞれ10%ポイント引き下げられました。

独立行政法人 高齢・障害者雇用支援機構  
URL <http://www.jeed.or.jp/>  
納付金額 (電話)03-5400-1844

詳しくは、各都府県又は各地域の障害者支援センター、就業支援センター、各都府県労働局の就業支援課、就業支援センターへお問い合わせください。

**3** 中小企業事業主の皆様は、ご注意ください。

○ 常時雇用している労働者数が200人を超え300人以下の中小企業事業主の皆様も、障害者雇用納付金の申告が必要となりました。  
(対象事業主の範囲拡大等の施行が、平成22年7月からのため、平成23年度については、常時雇用している労働者数が300人を超える事業主を含め、申告の仕方が平成24年度以降と異なります。)

○ 平成27年4月1日からは、常時雇用している労働者数が100人を超え200人以下の中小企業事業主に納付金制度の適用が拡大されます。

**平成23年度の申告**

○ 平成22年4月から6月 各期間の労働者数により、それぞれの期間について、納付金の申告義務が生じます。  
○ 平成22年7月から平成23年3月

申告期間	平成22年度	平成23年度										
申告対象期間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
常時雇用している労働者数	[申告対象期間]											
短時間労働者数	[申告対象期間]											
短時間労働者数(1人から5カウント)	[申告対象期間]											

301人以上の月が「2か月以上」ある ⇒ 申告が必要です。  
200人を超える月が「4か月以上」ある ⇒ 申告が必要です。

いずれの場合も、年度途中の事業廃止等の場合を除き、平成23年4月1日から同年3月15日までの間に申告を行っていただきます。

雇用障害者数が、法定数を下回っている場合は、申告期限までに納付金の納付が必要です。  
[法定数からの不足額1人につき月額50,000円(年)を納付いただきます。]

**(注)納付金の減額特別**  
常時雇用している労働者数が200人を超え300人以下の事業主については、平成22年7月から平成27年6月まで納付金の「減額特別」が適用されます。  
・ 納付金の額(1人につき月額)が50,000円が40,000円に減額されます。  
・ 平成23年度の申告において、納付金の「減額特別」の対象となるのは、平成22年7月から平成23年3月までの9か月間に、常時雇用している労働者数が300人以下の月が16か月以上ある事業主です。

平成23年度を中心とし、年度で納付金の申告・申請手続きを統一、円滑に行っていくための障害者雇用納付金制度等導入法を制定し、法制局に提出し、閣僚府議等の御審議については、確定次第、当機構のホームページ等でご案内いたします。是非、ご参加ください。

# 祝 厚生労働大臣表彰

青木 博志氏 善光ビルメンテナンス㈱ 代表取締役



(公社)福岡県ビルメンテナンス協会の推薦により、平成23年1月20日東京都千代田区の日本教育会館で行われた建築物環境衛生管理全国大会において、青木博志氏が平成22年度厚生労働大臣表彰の栄に浴されました。永年に亘って建築物環境衛生事業に尽力されたご功績が特に顕著であったと認められたものであり、心からお喜び申し上げます。

## 会員に関する各種変更のお知らせ

会社名  
大成サービス(株)九州支店  
変更事項 代表者  
変更日 平成23年1月1日  
【新】九州支店長 勝蔭 兼一  
【旧】九州支店長 濱田 靖夫

## 青年部新入会員紹介



(株)九州ダイケン  
主査 中川内 隆  
所在地 福岡市博多区住吉2-2-1  
TEL 092-271-0465 FAX 092-271-3760  
入会年月 平成23年1月

## 2月 各地の主な催し

### 【福岡地区】

3日 櫛田神社節分祭(福岡市博多区)  
14日 飯盛神社かゆ占(神社に粥を供える)  
~15日 (福岡市西区)

### 【北九州地区】

3日 和布刈神事(北九州市門司区)

### 【筑豊地区】

中旬 筑前いづか雛のまつり  
~3月上旬 (飯塚市)

### 【筑後地区】

9日 風浪宮大祭  
~11日(8日前夜祭裸ん行)(大川市)  
11日 城島酒蔵びらき(久留米市)

紹介している催しは、場合によっては変更されることがありますので、お出かけの際は各市町村に確認してください。

## 2月 行事予定

1	火	ビルクリーニング技能検定(1日~6日) 1日~5日:実技試験 於:ももちパレス 6日:実技ペーパー・学科試験 於:福岡国際会議場
8	火	防除作業従事者研修(北九州会場) 於:北九州パレス
9	水	清掃作業従事者研修(集合教育) 基礎コースI 於:ももちパレス
15	火	13:30~16:30 平成22年度協会講師・登録講師講習会 於:福岡朝日ビル
18	金	防除作業従事者研修(久留米会場) 於:サンライフ久留米
21	月	防除作業従事者研修(福岡会場) 於:福岡県自治会館
23	水	14:00 第11回理事会 於:県協会会議室

**お忘れなく** 毎月10日は「災害発生報告書」提出締切日です。/毎週金曜日は知事登録業務相談窓口開設日です。

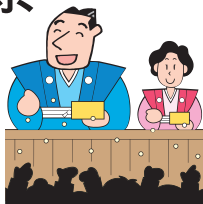
表紙の  
写真

## 櫛田神社 節分祭

2月3日(木)の節分の日。

博多の総鎮守として、「お櫛田さん」の愛称で広く市民から親しまれている櫛田神社で節分祭が行われます。

櫛田神社の祭神は、大幡主命(櫛田宮)・天照皇大神(大神宮)・素戔鳴尊(祇園宮)。天平宝字元年(757)、人皇第四十六代・孝謙天皇の御代。平清盛が博多を日宋貿易の拠点港とした平安末期に御託宣により鎮祭され、この櫛田神社は伊勢松坂の櫛田神社を勧進したものだと考えら



れています。

鳥居に作られた日本一の大きさのおたふく面を通ると、境内では年男、年女、知名士による豆まきや、鬼たちの鬼踊り、参拝するときには仮装するお化けも見ることができます。ほかにも、福引きや出店などがあり、子どもも大人も楽しめるお祭りムードで盛り上がります。

豆まきは10時から約30分間隔で行われ、今年の豆まきには10時前後には中村獅童さんをはじめ、「博多座2月公演」に出演の俳優さんも登場!また、ホークスやアビスパの選手が書いたサインボールもまかれるそうです。

文章は、櫛田神社及び節分祭に関するインターネット情報より作成